

発達障害のある高校生を対象とした
静岡県の高等学校における通級による指導の実態

Resource Rooms for High School Students with Developmental Disabilities
in Shizuoka Prefecture

李 受眞・藤田 則吉

要 約

静岡県の高等学校における巡回の通級による指導を担当する講師（10名）を対象に対象生徒の判断と決定のプロセス、ニーズや実態把握、指導目標、連携の実態と課題に関する質問紙調査を行い、指導の実態について検討した。本調査の結果から、静岡県の高等学校通級による指導における対象生徒の必要性の判断と決定プロセス、個別指導計画を作成する上でのニーズや実態把握、学級担任教師や関係者との連携とその課題について明らかになった。今後の課題として、社会に出る前の準備段階としている高等学校の生徒にとっては、生徒指導、進路指導担当教員等との連携が必要になることが挙げられた。

キーワード：高等学校、通級による指導、発達障害、特別支援教育

1. はじめに

小・中学校等で通級による指導を受けている児童生徒数は年々増加傾向にあり、中学卒業後に障害のある生徒の学びの場が高等学校の通常の学級または特別支援学校高等部に限られてしまうことから、平成30年文部科学省は高等学校における通級による指導を制度化した。通級による指導とは、学校基本法140条及び141条に基づき、通常の学級に在籍している障害のある生徒を対象に、具体的な目標・内容を定め障害の状態に応じた特別な指導を通級指導教室といった特別な場所で行う指導形態である。高等学校学習指導要領解説総則（2018）では、「特別な配慮を必要とする生徒への指導」において障害のある生徒等に対し「『障害者の権利に関する条約』に掲げられている教育の理念の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めていること、高等学校等にも、障害のある生徒のみならず、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍している可能性が

あることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である」と示されている。

笹森（2018）は高等学校において通級による指導を導入するにあたり、通級による指導の導入段階における課題について「個別の指導計画の作成・活用はどのように検討するか、対象生徒のニーズ把握と通級の必要性の判断をどのように行うか、通級による指導と通常の学級との連携、校内支援体制の充実をどのように進めるか等」を挙げていた。これらの課題解決のための方策として、「教職員全体の共通理解、校内のリソース機能や役割、生徒のニーズ把握と通級判断、自立活動の指導の内容、進路指導に関する指導」等が挙げられている。特に通級による指導にあたっては生徒や保護者と教師の困り感に対する実態把握が求められる中で、情報収集と連携は重要である。しかし、通級による指導を行っている高等学校の教員の理解や意識の不十分さ、生徒に対する情報収集の困難さの課題が実践に

より明らかにされている（別府, 2019）。このような課題と方策がみられる中で、高等学校の通級による指導を実施している複数の講師はどのように実践されているのかについて現段階における必要性の判断の実態と連携における課題について明らかにする必要がある。

さらに、義務教育でない高等学校の段階において地域の実情に応じた取り組みが推進されており、各都道府県レベルにおける通級による指導の位置付けや取り組みの現状について把握する必要がある。令和元年に静岡県の公立高等学校で通級による指導を受けている発達障害のある生徒は42名であり、全国で3番目に多いことが示されている（文部科学省, 2019）。静岡県では平成26年度から平成28年度まで県立A高等学校の通信制課程が文部科学省の研究指定を受け、通信制課程に在籍する発達障害等による困難のある生徒の自立と社会参加を図るために自立活動を導入するなど先駆けて高等学校における通級による指導の在り方について検討した（文部科学省, 2016）。さらに、静岡総合教育センター（2018）では、通級による指導を受けている児童生徒が増え続けている現状を踏まえ、発達障害を対象とした通級指導教室担当者の専門性の育成と指導力の向上が求められることから担当者が必要としている情報の実態を把握し、活用できる資料を作成することを検討してきた。そして2019年3月に発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブックを作成、各学校に配布することで、発達障害を対象とした通級指導教室担当者の専門性の確保や指導力の向上と、これから通級による指導が進む高等学校に役に立つことを目的としている。

2. 目的

静岡県の高等学校における巡回の通級による指導を担当する講師を対象に対象生徒の判断と決定のプロセス、ニーズや実態把握、指導目標、連携の実態と課題に関する質問紙

調査を行い、指導の実態について検討する。

3. 方 法

(1) 手続き

静岡県教育委員会にて許可を得た上で、通級による指導の担当講師に面で質問紙を配布し、郵送による返送をお願いした。

(2) 対象者

静岡県高等学校の通級による指導の担当講師10名（教員年数；平均35.7年、SD=9.5）。

(3) 調査項目

フェイスシート、高等学校通級による指導における、①指導形態、②対象生徒の通級による指導の必要性の判断と決定のプロセス、対象生徒の個別の指導計画を作成するまでの③ニーズや実態把握と④指導目標、学級担任教師や関係者との⑤連携のために実施していることと⑥連携における課題から構成される。②～⑥の質問に対して自由記述での回答を求めた。なお、本研究において、協力者から了解を得た上で個人情報に十分留意し、倫理的配慮を行った。

(4) 分析方法

選択式質問項目の回答については、単純集計をし、割合を算出した。自由記述式質問項目の回答については、KJ法を用いてカテゴリ分けを行った。その際に、一人の回答者による複数の回答は複数のラベルに記入した。

4. 結 果

回答者の特別支援学校・学級の平均経験年数は19.1年（SD=13.1）であった。通級による指導の平均経験年数3.1年（SD=2.9）であった。

指導形態について、「個別指導」が8件(80.0%)、「個別指導と集団指導の両方とも実施している」が2件(20.0%)であった。

対象生徒の通級による指導の必要性の判断について、「本人・保護者からの希望」が6件(60.0%)、「校内就学指導委員会における

表1 対象生徒の個別の指導計画を作成するまでのニーズや実態把握に関する回答のカテゴリー分け

見出し	記述数	割合	主な記述内容
学校・担任教員からの聞き取り	9	90.0	担任教員、学年職員、カウンセラー、養護教諭などから生徒に関する情報を聞き取る
本人からの聞き取り	9	90.0	本人の困り感や悩みなどに関する話を聞く
保護者からの聞き取り	8	80.0	保護者面談で教育歴、相談歴、保護者の願いなどについて聞き取る
個別指導計画・個別教育支援計画の参照	6	60.0	学校が作成している個別指導計画・個別教育支援計画に書かれている情報をもとに実態を把握する
診断や検査結果の参照	4	40.0	これまでの診断、アセスメントの検査結果をみる
中学校からの引き継ぎ資料の参照	3	30.0	中学校からの引き継ぎ資料から実態を把握する
授業観察	2	20.0	生徒の教室におけるやり取りや取り組む姿勢等について観察を行う
児童・生徒理解に関するチェックリストの参照	1	10.0	担任教員が作成した「児童・生徒理解に関するチェックリスト（文部科学省）」から客観的に実態を把握する

審議」が5件(50.0%)、「静岡県教育委員会の判断」が4件(40.0%)挙げられた。回答を基に決定のプロセスは「校内委員会の開催→学校から〔通級による指導〕の通知→保護者及び本人の希望の確認→校内で審査・決定→静岡県教育委員会に提出・承認・講師の手配」であることが明らかとなった。

対象生徒の個別の指導計画を作成するまでのニーズや実態把握(表1)について、「学校や担任教員からの聞き取り」が9件(90.0%),

「本人からの聞き取り」が9件(90.0%),「保護者からの聞き取り」が8件(80.0%),「学校の個別指導計画・個別教育支援計画の参照」が6件(60.0%),「知能検査や発達検査等の参照」が4件(40.0%),「中学校からの引き継ぎ資料の参照」が3件(30.0%),「授業観察」が2件(20.0%),「児童生徒の理解に関するチェックリスト」が1件(10.0%)であった。

対象生徒の指導目標の決定(表2)につい

表2 対象生徒の指導目標の決定に関する回答のカテゴリー分け

見出し	記述数	割合	主な記述内容
本人、保護者、担当教師のニーズに応じて立てる	9	90.0	本人、保護者、担任のニーズについて話し合って決める
高校卒業後の進路に合わせて立てる	2	20.0	卒業後の進路の希望に応じて目標を設定する
自立活動の指導項目から選ぶ	2	20.0	自立活動の項目から課題を抽出し、指導項目を決める
様々なツールを活用する	1	10.0	児童・生徒理解に関するチェック・リスト、知能検査の結果等を活用する
学年に応じて学校適応や今後の進路に意識して立てる	1	10.0	生徒の在籍学年を考慮し、1年生ならば新環境に適応できるような項目を、3年生であれば、就職や進学につながる項目を加味するようにする。

表3 学級担任教員や関係者との連携における課題に関する回答のカテゴリー分け

見出し	記述数	割合	主な記述内容
教職員全体の共通理解が困難	7	70.0	担当の教員以外は理解を得られない
時間の確保ができない	4	40.0	担当の教員が多忙で打ち合わせをする時間の確保ができない
特別支援教育に関する知識が少ない	1	10.0	高等学校では特別支援教育に関する知識があまりないため、校内研修を行った
校内研修に参加できず、担当生徒の情報の入手が困難	1	10.0	非常勤講師のため、校内研修等に参加できず担当している生徒の動向の情報が入りにくい
勤務時間数の不足	1	10.0	勤務時間外に話し合いの時間がなってしまう

て、「本人、保護者、担当教員のニーズに応じて立てる」が9件(90.0%)、「高校卒業後の進路に合わせて立てる」が2件(20.0%)、「自立活動の指導項目から選ぶ」が2件(20.0%)、「様々なツールを活用する」が1件(10.0%)、「学年ごとの学校適応や今後の進路を意識して立てる」が1件(10.0%)であった。

学級担任教員や関係者との連携のために実施していることについて、「毎回担当教員と話し合う」が7件(70.0%)、「TT前の打ち合わせ、TT後の情報交換」が4件(40.0%)、「情報の発信(通級教室だよりの発行や障害に関する研修会の開催など)」が2件(20.0%)、「連絡用の記録」が2件(20.0%)であった。

学級担任教員や関係者との連携における課題(表3)は、「教職員全体の共通理解が困難」が7件(70.0%)、「時間の確保ができない」が4件(40.0%)、「特別支援教育に関する知識が少ない」が1件(10.0%)、「校内研修に参加できず、担当生徒の情報の入手が困難」が1件(10.0%)、「勤務時間数の不足」が1件(10.0%)挙げられた。

5. 考 察

本調査の結果から、静岡県の高等学校通級による指導における対象生徒の必要性の判断と決定プロセスがわかった。しかし、これら

結果は本調査の回答をもとに作成されたものであり、具体的なプロセスは学校の実態により異なる。別府(2019)は通級指導に関する研究の動向から学校の実態により通級指導のあり方が異なることを示唆している。

また、担当講師は、個別指導計画を作成する上でのニーズや実態把握について、学校や担任から聞き取りにより把握しており、指導目標については本人、保護者、担当教員のニーズに応じて立てると殆どが回答していた。今回の回答者は特別支援学校・学級における平均経験年数が約19年であり、特別支援教育の経験が豊富であった。このことからこれまでの経験の蓄積として、実態把握や指導目標を決めるにあたり本人、保護者、担当教員のニーズを把握することで支援の効果を感じた経験が多かったのではないかと推察される。一方で、聞き取りによる実態把握は殆どの講師が行っている中で、授業観察やアセスメントといった多角的な視点から実態を把握するといった回答は少なかった。高等学校では授業参観をするにあたり、関係者への説明や了解等といった手順が必要なため時間がかかることがある。また、授業や学習上の困り感などについて高校生である本人からの聞き取りをすることで十分な情報を収集できているかもしれない。アセスメントをあまり実施されていない現状においては時間的な制限や担当

講師のアセスメントに関する経験、相談歴にすでに記載されているなどの理由が考えられる。

学級担任教師や関係者との連携について、毎回担当教員と話し合う機会を設けるなど、高校の実態に合わせて様々な工夫がなされていることがわかった。一方で、連携するにあたり、教職員全体における共通理解が得られなかつたり、打ち合わせや情報共有をする時間を確保することに困難を感じたり等の課題が見られた。発達障害のある生徒の場合は適応することに困難さを多く抱えていることから通常の学級における指導と連携を図りながら指導目標を立てて実施することが求められる。社会に出る前の準備段階としている高等学校の生徒にとっては、生徒指導、進路指導担当教員等との連携も必要になる。 笹森（2018）は「高等学校は思春期特有の様々な課題を抱える時期でもあり、 そうした発達段階に応じた配慮も必要になる。通級による指導の導入にあたっては、小・中学校における通級による指導の制度とは異なる視点も考慮しながら検討していく必要がある」と指摘している。今後は指導目標や具体的な指導内容、連携において社会に出る前の準備段階を意識した指導について調べる必要がある。

引 用

笹森洋樹(2018)発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究－導入段階における課題の検討－ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所.

文部科学省 (2016) 平成 27 年度 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育 研究開発実施報告書(要約) 静岡県. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/21/1377823_12.pdf (参照 2022/1/6)

文部科学省 (2018) 高等学校学習指導要領解説 総則編. <https://www.mext.go.jp/content/>

20211102-mxt_kyoiku02-100002620_1.pdf (参照 2022/1/5)

文部科学省 (2019) 令和元年度 通級による指導実施状況調査結果について.

https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt_tkubetu01-000005538-02.pdf (参照 2022/1/6)

別府さおり (2019) 高等学校における通級による指導、特別支援学級、合理的配慮の現状と課題：インクルージョンを観点とした考察. 発達障害研究, 41, 8-16.

静岡総合教育センター専門支援部特別支援課 (2018) 発達障害を対象とした通級指導教室担当者の指導力向上に役立つスタートブックの検討－小・中学校及び高等学校の担当者を対象とした調査をもとに－. 平成30年度「研究紀要」第23号.

謝 辞

本研究の実施にご協力を賜りました静岡県教育委員会の皆様、静岡県通級による指導のご担当の先生方に心より感謝いたします。